

お知らせ Information

NO.66

低濃度PCB廃棄物の期限内処分について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

現在政府では、事業所における低濃度PCB廃棄物の調査及び適正処理を呼びかけております。

使用を終えた低濃度PCB含有電気機器は 2027 年 3 月 31 日までに処分することが法律で定められております。期限までに処分しなかった場合は 1,000 万円以下の罰金が科せられることがございます。

※ 使用中の低濃度PCB含有電気機器は期限内処分対象外です

キュービクル内の変圧器（1993年以前製造）やコンデンサー（1990年以前製造）、建物分電盤内の低圧コンデンサー（1990年以前製造）など、古い電気機器がある場合はぜひご確認くださいませよう願いたします。

また今年度新たに、中小企業を対象とした低濃度PCB廃棄に係る助成金が創設されました。不使用の低濃度PCB廃棄物を保管中の方はもちろん、低濃度PCB含有の古い電気機器をご使用中の方は、この機会に助成金を活用して処分をご検討ください。

なお、調査業者や処分業者が不明な場合は組合でご紹介いたしますのでお気軽にお問い合わせください。（担当：西田 017-738-4711）

敬具

※ 詳細は組合ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

青森市 環境部 廃棄物リサイクル課

TEL:017-718-1086

〈協同組合青森総合卸センター〉